



## 工場等設置事業補助金について

箕輪町では、企業誘致の促進と施設の近代化を図るため、工場等の新增設に係る経費に対して補助金を交付しています。対象となる資産は、申請年度の1月1日現在申告した固定資産となります（前年中に取得した資産が対象）。

### ■ 町内に工場を新設・増設・移設した場合 ※投下固定資産総額2,000万円以上が対象

対象企業	年度割合	当該固定資産税相当額の交付割合				
		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規企業 (町内に工場等を有しない者)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
既存企業	100%	100%	100%			

- ・補助金額の上限はありません
- ・購入から1年以内に建物を建設し始めた場合に限り、土地も対象となります。

### ■ 償却資産を取得した場合 ※投下固定資産総額1,000万円以上が対象

対象企業	補助金額
新規企業 既存企業	取得した償却資産（資産の種類：2. 機械及び装置に限る）に係る初年度分の固定資産税相当額について300万円を限度として補助します。 ただし、太陽光発電設備については対象外となります。

### ■ 工場を新設・増設・移設するための用地を取得した際、下記の条件にあてはまる場合

内容	補助金額	交付時期
(1) 用地取得面積が5,000㎡をこえるもの (2) 当該用地の取得費を除く*投下固定資産総額及び工場等の取得価格の合計が2億円を超えるもの (3) 操業開始時期 用地取得から3年以内 (4) 新規雇用 雇用保険適用者の採用が見込まれること（概ね10人以上）	用地取得費（用地の取得価格及び附随する補償費とし、用地取得に伴う租税公課、所有権移転登記費用等は含めません。）の30/100以内。限度額3億円。	補助金交付の決定を受けた年度を初年度とし、5年間の分割交付。

※「投下固定資産総額」とは、所得税法施行令第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1項第1号から第7号までに掲げる減価償却資産で毎年1月1日から12月31日までの合計額のことをいいます。

#### 【対象となる業種（工業等）】

日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業

#### 【申請期限】

交付申請書により8月末までに申請してください。

箕輪町役場 商工観光課  
電話 96-8300